

労働基準関係法令違反に係る公表事案

宮崎労働局

最終更新日：令和 7 年 1 1 月 1 7 日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
(株) 楓星木材	宮崎県宮崎市	R7. 2. 25	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第481条	造林等の作業を行っている場所の下方で、伐倒木が斜面を滑り落ちるおそれのあるところに、労働者を立ち入らせたもの	R7. 2. 25送検
宮崎県農業協同組合	宮崎県宮崎市	R7. 6. 24	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生施行令第 6 条 労働安全衛生規則第428条	はい作業主任者を選任していなかったもの	R7. 6. 24送検
(有) 坂崎建設	宮崎県児湯郡川南町	R7. 10. 30	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第123条	丸のこ盤の歯の接触予防装置を設けていなかったもの	R7. 10. 30送検
(株) 匠	宮崎県延岡市	R7. 11. 4	最低賃金法第 4 条	労働者 2 名に、5 か月の定期賃金合計約 200 万円を支払わなかったもの	R7. 11. 4送検
(有) 大里建設	宮崎県宮崎市	R7. 11. 11	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約2.6mのフェンス設置場所で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R7. 11. 11送検